

欧州グリーンディール： 産業界の新たな機会とリスク

一般財団法人 日欧産業協力センター
主席研究員
新開 裕子



1. はじめに

2019年12月に欧州委員会が発表した「欧州グリーンディール」^{注1}は、現欧州委員会の任期5年間における最優先アジェンダである。欧州グリーンディールは、単なる環境政策にとどまらず、EU社会・経済全体のドラスティックな構造変革を実現するための成長戦略^{注2}である点で、これまでの環境政策とは一線を画す。

欧州グリーンディールの特徴は、産業育成のための政策支援（アメ）と、法的拘束力のある厳格な規制（ムチ）を巧妙に組み合わせている点にある。

このアメとムチは、日本企業にとって規制リスクとビジネスチャンスの両方を意味する。リスクに備えチャンスをとらえるためには、規制動向に関するタイムリーで正確な理解が不可欠である。

本稿では、まず、欧州グリーンディールに至る経緯と政策の中身を概説し、続いて、産業界の関心が高い施策のうち、EUの排出量取引市場、CBAM（炭素国境調整措置）を取り上げる。後半、サーキュラーエコノミー政策に焦点をあて、エコデザイン規則など直近の動向をお伝えする。

2. 欧州グリーンディールに至る経緯

（1）EU環境政策の歴史

EUの環境政策は、欧州統合の深化とともに発展を続けてきた長い歴史がある。

さかのぼれば1970年代から共同体としての環境政策が始まり、1973年には第一次環境行動計画が採択され

た。1993年発効のマーストリヒト条約では環境政策を担当する総局（当時DG XI、現在のDG ENV）が設置され、1999年発効のアムステルダム条約においてすべてのEU共通政策に環境配慮を求める原則が定められた。2009年のリスボン条約以降、気候変動・エネルギー関連法令の整備がいっそう加速している。

（2）国際社会の動き

国際社会においても、1988年に気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が設立され、1992年の国際連合環境開発会議（リオ地球サミット）では国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の採択と締約国会議（COP）設置に至った。国際的な気候変動対策に大きく弾みをつけたのが京都議定書である。1997年に京都で開催されたCOP3において採択された京都議定書は、先進国に対し温室効果ガス削減目標を定めた。

京都議定書の後継として、2015年12月のCOP21で採択された「パリ協定」においては、産業革命前を基準に世界の平均気温上昇を2℃より十分低く抑え、さらに1.5℃未満をめざす努力を追求することが明記された。

2021年11月、英国グラスゴーで開催されたCOP26では、この目標の実現に向けて「2030年までに二酸化炭素の排出量を2010年比で45%削減し、今世紀半ばには正味ゼロにする」と明記した「グラスゴー気候合意」を採択した。

（3）2019年「欧州グリーンディール」発表

このような国際的な気候変動対策の動きのなかで主要な役割を果たすEUは、自身の目標として、2050年

までの気候中立、その中間目標として、温室効果ガス（GHG）排出量（ネット排出量）を2030年までに基準年1990年比で少なくとも55%削減することをめざしている。この約束は、パリ協定第4条に基づきEUが表明したGHG排出削減目標（NDC：Nationally Determined Contribution）であり、「欧州グリーンディール」はその目標を達成するための柱である。

2019年12月に就任したウルズラ・フォン・デア・ライエン欧州委員長は、就任後すぐに欧州グリーンディールをコミュニケとして打ち出し、2019～24年の5カ年計画における最優先政策に位置付けた。欧州グリーンディールは、上述のとおり、単なる環境政策ではなく成長戦略であり、政策分野は、環境担当総局（DG ENV）の管掌にとどまらず、産業・社会・金融・

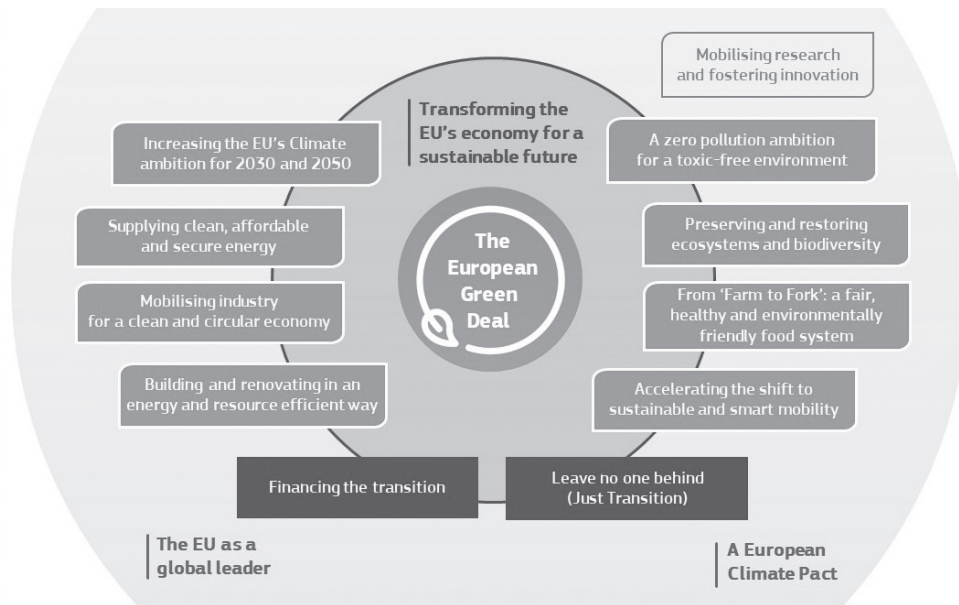
エネルギー・通商など多岐にわたる（図表1）。

（4）欧州グリーンディールから「Fit for 55」へ

欧州グリーンディールのビジョンは、発表の翌年から次々に具体的な戦略へ落とし込まれていった。主な戦略として、タクソノミー^{注3}を含む改定サステナブル・ファイナンス戦略、新サーキュラーエコノミー行動計画^{注4}、欧州新産業戦略^{注5}、生物多様性戦略2030^{注6}などが策定された。

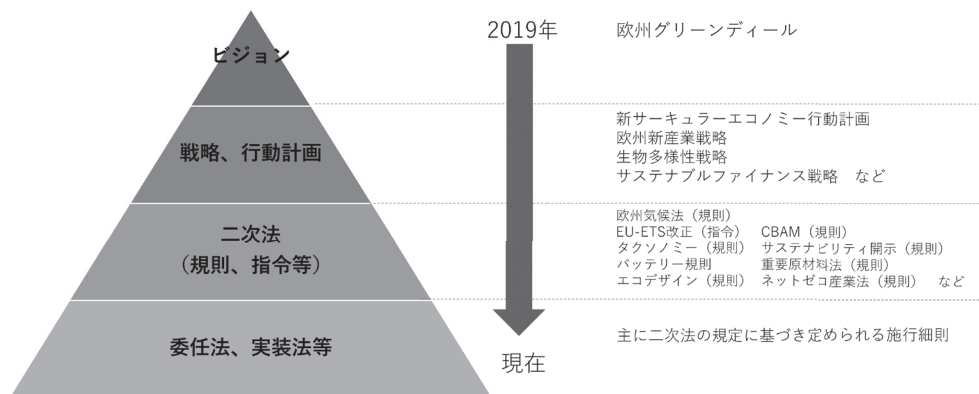
2021年6月には欧州気候法^{注7}が採択され、これにより「2030年までにGHG排出量を1990年比55%削減」という目標値が法的拘束力をもつに至った。同年

図表1 欧州グリーンディール



出所：欧州委員会

図表2 欧州グリーンディール政策展開（イメージ）



出所：日欧産業協力センターにて作成

7月、欧州委員会はその目標を実現するための具体策を「Fit for 55」政策パッケージ（「FF55」）として発表。FF55には、排出量取引市場制度（EU-ETS）改正や炭素国境調整措置（CBAM）など重要法案のほか10を超える法案等が盛り込まれた。そのほとんどが立法プロセスを終えて成立し、現在、委任法令等による細則の策定段階に入っている（図表2）。

3. FF55の重要施策

FF55の施策のうち、GHG削減を実現するための重要な施策として、①EU排出量取引市場（ETS：Emission Trading System）の制度強化、②炭素国境調整措置（CBAM：Carbon Border Adjustment Mechanism）について概説する。

（1）EU-ETS強化

カーボン・プライシングの代表的な類型として、「炭素税」と「排出量取引制度」があるが、EUではキャップ&トレード型の排出量取引制度を採用している。すなわち、排出量に関し上限（キャップ）を設定し、排出主体が市場で排出枠を取引（トレード）する仕組みである（図表3）。

この仕組みでは、市場メカニズムによって炭素価格が形成され、価格シグナルを通じて排出削減に取り組むインセンティブを与える。また、オークション収入を活用して、脱炭素に資する投資やイノベーションを促進する効果が期待される。

EUでは、2005年にEU-ETSが導入され^{注8}、世界で最も古くかつ世界最大の排出量取引市場となってい

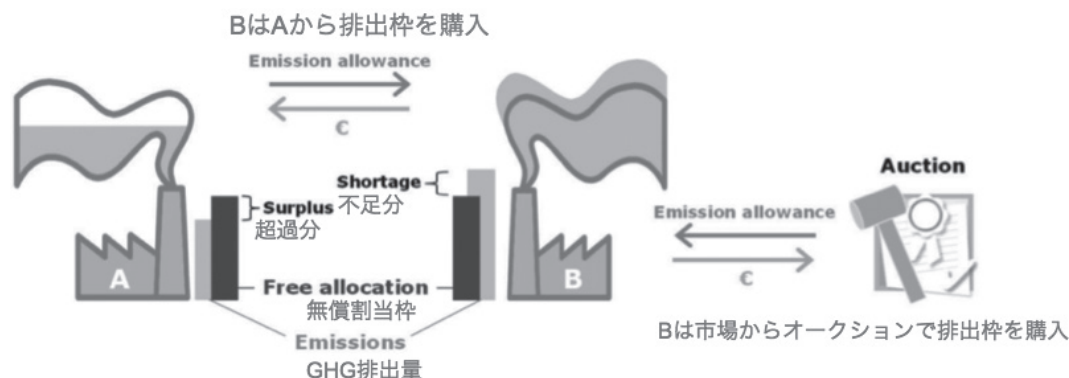
る。導入以来、フェーズ1、2、3と段階的に制度強化・対象拡大が行われてきた。フェーズ1ではGHG排出量が多いセクター（発電、石油、鉄、セメント等）を中心にスタートし、フェーズ2では航空を、フェーズ3ではアルミニウム、非鉄金属、化学等を追加した。

フェーズ4（2021～2030年）にあたる現在、EU-ETSは約10000施設（installations）をカバーし、排出量ベースでみればEU全体の排出量の約4割を占める。さらに、今回、EU-ETS改正により対象範囲を拡大し、2030年までの削減目標を2005年比61%減へと大幅に引き上げることとした。

EU-ETSは、価格のボラティリティが大きいことや、排出枠の無償割当により排出削減効果が損なわれていることなどさまざまな課題があり、それらに対してEUでは制度設計上の見直しを重ねてきた。価格安定化については、2019年1月から市場安定化リザーブ（MSR）を導入し、排出枠のオークションの量を調整することで、排出枠の過剰供給を抑制する工夫をしている。無償割当枠についても、今後、CBAM対象セクター（後述）の無償割当を段階的に削減・廃止し、オークションに移行していくこととなった。

カーボン・プライシングについては日本でも議論が本格化しているところである。自治体レベルではすでに東京都や埼玉県が導入済だが、国レベルでも「GXリーグ」の枠組みで排出量取引制度の検討が行われている。先行するEUでは、これまで産業界や市場との対話を通じてさまざまな調整措置が講じられてきた。いかにして国際競争力を維持しながら脱炭素化を進めていくのかが日本でも課題になっているなか、EUの制度とその変遷は多くの示唆を与える。

図表3 EU-ETSの仕組み（イメージ）



出所：欧州委員会資料に筆者加筆

(2) CBAM

①日本企業への影響

CBAMは、2023年5月に施行された^{注9}。CBAMの適用対象は、現段階では、**鉄・鉄鋼、セメント、アルミニウム、肥料、電力、水素の製品群**である。日本企業の輸出量という観点でみれば、これらCBAM対象製品のEU向け輸出シェアは小さく^{注10}、影響は限定的といえる。しかし、**現在、対象製品の拡大（有機化学品やポリマー等）や川下製品への拡大が検討されていることから、自社製品がCBAM対象候補に該当するかなど、ブリュッセルの動向をモニタリングし規制を先読みすることが肝要である**。また、鉄鋼石や、鉄・鉄鋼製のネジ、ボルトなどの二次製品も含まれるため、修理や交換用に供給したネジや関連部品についても対象となる（ただし、少額輸入の除外規定あり）。また、日本からEUへの直接輸出だけでなく第三国の販社等を経由している場合などには注意が必要である。

企業の備えとして、自社製品の排出量を削減するため、生産工程の脱炭素化や調達戦略の見直し、より精緻な排出量算定ツールの導入などを早めに進めておく必要があるだろう。

②CBAM導入の経緯

CBAMは、上述のEU-ETSと不可分・相互補完の関係にある。すなわち、EU-ETSのようなカーボン・プライシングを導入し、経済活動に対して炭素価格というコストを負荷すると、「カーボン・リーケージ」（炭素価格が相対的に低い（または炭素価格負荷がない）国で生産された製品に対して国際的な競争力が低下。さらには、企業が生産活動を炭素価格が低い国に移転し、域外への資本・雇用の流出が起きる）リスクが引き起こされる。

EUでは、多排出セクターに対して、EU-ETSの排出枠を無償で割当てることによってカーボン・リーケージ対策を行ってきた。しかし、ETS改正指令では、**排出削減効果を上げるために無償割当を段階的に削減することを決めており、無償割当に代わるカーボン・リーケージ対策としてCBAMの必要性が高まった**。WTO協定との整合性等の観点からEU内外で賛否両論あったが、最終的に合意に至った。

③CBAMの概要・課題

CBAMの本格適用（炭素価格の実質的な国境調整）

が始まるのは2026年以降となる。それに先立ち2023年10月1日から移行期間がスタートした。移行期間中は、CBAM対象製品の輸入業者等に対して報告義務のみ課され、初回の報告書提出期限は2024年1月31日^{注11}であった。

報告する内容は対象製品の輸入量やGHG排出量（embedded emissions（体化排出量））等が含まれる。排出量の算出方法として2024年7月まではEUメソドロジーより簡便なデフォルト参照値の利用が認められている。

報告書の作成要領等について欧州委員会から多くのマニュアルやガイドラインがCBAMポータルサイト^{注12}に掲載されているが、企業の実務負担は大きい。煩雑な手続きや複雑な算出方法に対してはEU内外から批判が出ている。

報告の提出は、EU内の輸入業者または輸入申告代理人（indirect customs representatives）が欧州委員会のデータベース「CBAM登録簿」に登録するかたちで行われる。この仕組みでは、**EU域外の生産者にとって企業の競争力にかかわる機密情報をEU輸入業者等に提供することとなり、改善を求める声が多い**。

このような批判を受けて、欧州委員会は、報告内容の簡素化や、報告データの提出方法、適用除外となる少額貨物の基準等の見直しに向けて取り組むとしている。ただ、報告者側が求めているデフォルト参照値の利用期限の延長に対して欧州委員会は、生産にかかわる排出量の実データを情報収集したい思惑から否定的な見解を示している^{注13}。

4. EUサーキュラーエコノミー政策

(1) サーキュラーエコノミー行動計画からエコデザイン規則へ

サーキュラーエコノミー（循環経済）は、リサイクルや再利用により資源の利用効率を最大化し、廃棄物を削減することを目的とする経済モデルである。EUは、経済成長と資源消費による環境劣化を切り離すデカップリングをめざし、このモデルを積極的に推進している。

2015年に発表したサーキュラーエコノミー行動計画^{注14}では、サーキュラーエコノミーの実現に向けたEU域内共通の枠組みを提案した。2020年には新たなサーキュラーエコノミー行動計画を策定。以降、プラスチックや繊維、建設資材やバッテリー等、環境影響が大きい製品分野をターゲットにした個別規制を次々に導入している。

2022年3月、欧州委員会は、エコデザイン規則案^{注15}を提案。同規則は、エネルギー関連製品を対象とする現行のエコデザイン指令（2009年公布のErP指令^{注16}）を強化・対象拡大するもので、ほぼすべての製品に対し横断的に適用可能である。**製品の持続可能性や修理可能性、リサイクル可能性を高める努力を設計段階で義務付ける。**

生産地がEU域内か域外かを問わず、EU市場に上市される製品に対して適用されるため、EU加盟国との取引がある日本企業はもとより、直接欧州との取引がない場合にもグローバルなバリューチェーンを通じて影響を及ぼすことが予想される。

（２）エコデザイン規則案の概要

エコデザイン規則案は、EU諸機関の合意を経て、成立が確定している。現在、規則発効^{注17}を前に、適用対象製品や優先順位、適用スケジュール等について調整が進められている。そのような流動的な状況ではあるが、EU諸機関の情報に基づいて概要を紹介する。

エコデザイン規則は、完全適用に向けて段階的に作業が進められる。新規規則の本格運用までの間の措置として、「2022～2024 年エコデザイン・エネルギーラベル作業計画」に基づき運用される。欧州委員会の説明^{注18}によれば、第1次作業計画において対象となる品目は11品目（図表4）。これら11品目のうち、鉄鋼と繊維製品の要件定義を先行して検討していくという。

エコデザイン規則案は、製品のエネルギー効率性と循環性を改善するためのエコデザイン要件を定めている。製品のリサイクル可能性、修理可能性、懸念物質の存在、エネルギー効率・資源効率、リサイクル材の含有、カーボンフットプリント等が含まれる。要件定義等の詳細は、今後、欧州委員会が委任法令等により策定する。

このほか、新たな仕組みも導入される。なかでも**産業界への影響が大きいものとして、デジタル製品パスポート（DPP: Digital Product Passport）の導入、グリーン公共調達義務化、売れ残り消費財の廃棄に関する開示と制限^{注19}等**があげられる。詳細については紙幅の関係により割愛する。

（３）産業政策としてのサーキュラーエコノミー

サーキュラーエコノミー政策の目的は、資源循環による再生材確保やGHG排出削減効果だけではない。リサイクル技術や素材の開発、リサイクル市場の拡大、持続可能な製品設計の分野でイノベーションを促進する仕組みなど、産業育成策も多く盛り込まれている。

すでに欧州では、環境に配慮した企業活動が消費者・生活者の支持を得るための重要な要素となっている。従来の消費型から循環型へと社会が移行していくなかで生まれる新市場をとらえようと、多くの企業がこの分野に参入している（市民の行動変容やライフスタイルの変革を促進するための具体的な法制度も同時に整備されている^{注20}）。

図表4 第1次作業計画の対象としてあげられた製品カテゴリー

(a)	鉄鋼
(b)	アルミ
(c)	繊維（特に衣類・靴）
(d)	マットレスを含む家具
(e)	タイヤ
(f)	洗剤
(g)	塗料
(h)	潤滑油
(i)	化学品
(j)	エネルギー関連製品
(k)	ICT およびその他の電子機器

他方、新たなエコデザイン規則は企業に迅速なルール対応を迫る。たとえば、製品設計段階での持続可能性や修理可能性の向上、リユース、リサイクル等へのシフトを、経済性と両立しながら進めていかなければならない。ルール適応の遅れは、EU市場での事業機会を失うリスクにつながる。

5. おわりに

本稿では欧州グリーンディールのごく一部を概観した。紹介した分野以外にも、エネルギー政策、生物多様性戦略、重要原材料（CRM）法やネットゼロ産業法など注目すべき政策は数多く^{注21}、情報の更新に注意が必要である。そのうえ、成立済の法令についても詳細な要件や基準、手続きについては今後細則により定められることになっており、EU規制は複雑化する一方である。

とはいえ、EUの規制や政策決定メカニズムは高度に体系化されており、情報公開も充実している。法案は、ドラフト段階から公開され、法案形成の背景や立法プロセスに至るまで把握可能である。また、戦略やアクションプランといったかたちで早くから政策の方向性が示されるため、予見可能性が高い。今年は欧州議会選や欧州委員会の任期満了という変化の年ではあるが、グリーン移行というEUの大きな方向性は揺るがないと筆者はみている。

日本企業には、タイムリーに幅広くEUの動向を把握して規制影響のサプライズを回避するためのリスク管理を行うと同時に、規制から生まれる事業機会を見極めるといった、攻防一体の政策対応が求められる。

- によれば、CBAM対象製品の総輸出に占めるEU向け輸出は約2%。
- 注11：CBAM登録システムのトラブルにより初回報告期限は30日延長された（2024年1月29日欧州委プレスリリース）。
- 注12：https://taxation-customs.ec.europa.eu/carbon-border-adjustment-mechanism_en
- 注13：Japan Business Council in Europe (JBCE) 主催のセミナー「CBAM（炭素国境調整措置）の第1回・第2回報告の振り返りと今後の展望」（2024年6月14日）
- 注14：COM(2015) 614 final, Communication, Closing the loop - An EU action plan for the Circular Economy
- 注15：COM (2022) 142: Proposal for a Regulation establishing a framework for setting ecodesign requirements for sustainable products and repealing Directive 2009/125/EC
- 注16：Directive 2009/125/EC, 21 October 2009 establishing a framework for the setting of ecodesign requirements for energy-related products
- 注17：2024年6月13日付け欧州議会とEU理事会により署名済。EU官報掲載後に発効するが執筆時点では官報未掲載。欧州委によれば6～7月に発効予定。
- 注18：2024年5月22日「Online information session on the new Ecodesign for Sustainable Products Regulation (ESPR)」
<https://webcast.ec.europa.eu/online-information-session-on-the-new-ecodesign-for-sustainable-products-regulation-espr-24-05-22>
- 注19：エコデザイン規則案では、アパレルと服飾、靴が廃棄禁止の対象としてあげられた（Annex VII）が、今後対象拡大の可能性がある。
- 注20：グリーンクレーム指令案や、グリーンへの移行に向けた消費者のエンパワーメントのためのルールの改正など。
- 注21：紙幅の都合でこれら政策の説明は割愛するが、日欧産業協力センターでは、EUの最新動向を日本語で解説した「EU Policy Insights」を発刊しているので、関心のある方はウェブサイトをご覧ください。
<https://ja.eu-japan.eu/ja/eu-policy-insights>

※本稿は筆者個人の見解であり、所属する組織の見解を反映するものではない。

※注釈のURLは2024年6月9日に最終閲覧したものである。

（筆者略歴）

ベルギーのルーヴェンカトリック大学修士課程（欧州研究）修了後、ブリュッセルのシンクタンクでの経験を経て帰国。邦銀、外資系金融機関にてストラクチャードファイナンス等に従事。現在、株式会社日立製作所 水・環境ビジネスユニット GX事業開発本部長 兼 チーフ・ストラテジスト。一般財団法人日欧産業協力センター 主席研究員。



- 注1：COM(2019) 640 final, Communication, The European Green Deal
- 注2：新開裕子『欧州グリーンディール政策の新展開：「Fit for 55」からその先へ』、世界経済評論 2023年11/12月号、30～39頁
- 注3：Regulation 2020/852, 18 June 2020 on the establishment of a framework to facilitate sustainable investment, and amending Regulation (EU) 2019/2088
- 注4：COM(2020) 98 final, Communication, A new Circular Economy Action Plan For a cleaner and more competitive Europe
- 注5：COM(2020) 102 final, Communication, A New Industrial Strategy for Europe
- 注6：COM(2020) 380 final, Communication, EU Biodiversity Strategy for 2030
- 注7：Regulation 2021/1119, 30 June 2021, European Climate Law
- 注8：Consolidated text: Directive 2003/87/EC, 13 October 2003 establishing a system for greenhouse gas emission allowance trading within the Union and amending Council Directive 96/61/EC
- 注9：Regulation (EU) 2023/956, 10 May 2023 establishing a carbon border adjustment mechanism
- 注10：世界銀行「Relative CBAM Exposure Index」(2023年6月15日発表)